（証券コード　6064）

第15回

定時株主総会
招集ご通知

ACTCALL

株式会社アクトコール

◆日　時

平成31年２月27日（水曜日）午前10時
（受付開始は午前９時30分を予定しております。）
※終了後、事業説明会を開催いたします。
※当日お土産のご用意はございません。

◆場　所

東京都千代田区隼町１番１号
ホテルグランドアーク半蔵門
４階　富士 西の間
※昨年の「東の間」から変更となっております。
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

◆決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件
第４号議案　会計監査人選任の件

◆目　次

招集ご通知	P　3
（提供書面）	
事業報告	P　4
連結計算書類	P 25
計算書類	P 27
監査報告書	P 29
株主総会参考書類	P 33

株主の皆様へ

この度は、当社において会計処理に訂正を要する取引がなされたことにより、株主の皆様及び関係各位には多大なるご心配とご迷惑をおかけし、心より深くお詫び申し上げます。

これまでの経緯及び再発防止に向けた対応につき、下記のとおりご報告申し上げます。

当社は、一日も早い信頼回復に向け、内部管理体制を強化する等再発防止に向けた取組みを徹底し、経営体制の改善に努めてまいります。

今後とも、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

記

1．過年度決算訂正の内容

平成30年11月期第２四半期にかかる会計監査の過程において、当時の会計監査人より、当社の過年度決算において、不動産総合ソリューション事業における一部取引について会計上疑義がある旨指摘を受けました。

当社は、本指摘を受けて、専門的かつ客観的な見地から、会計処理に疑義のある取引等について、独立性を確保した調査委員会により厳正かつ徹底した調査を行い、事実関係を正確に把握して問題点を解明する必要があると判断したことから、平成30年7月10日付にて、当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会を設置し調査を行いました。

調査の結果、５件の取引について会計処理の訂正を行いました。その内訳は、第三者委員会から会計処理の訂正が必要であると指摘を受け訂正を行ったものが３件（下記の取引①～③）、また第三者委員会から「会計処理の訂正が必要」とは判断されなかったものの、当社の会計監査人から会計処理の訂正が必要との指摘を受け自主的に訂正を行ったものが２件（下記の取引④及び取引⑤）となっております。

下記の取引①～⑤は、会計上の評価として、その取引時点において、「当社代表取締役平井俊広（以下「平井氏」）の当社グループに対する影響度合いが著しく高く、平井氏が当社グループを支配している関係にあったこと、また、株式会社平井物産（以下「平井物産」）と当社との間に有効な支配従属関係があったこと」を理由として、平井氏または平井物産の少なくとも一方が関与した過年度の一部の取引を、当社グループ外部との取引ではなく連結グループ間取引として扱うものであり、当該連結グループ間取引については当社グループの連結計算書類上で(ⅰ)過年度に計上済みであった売上高及び売上原価の双方を取り消すこと、及び(ⅱ)過年度に計上済みであった利益を消去するとともに同額（即ち、当該利益に相当する額）を未実現利益として負債に計上することでした。

（対象取引）

取引①：大阪市西区に所在する土地の売買取引

取引②：Y社へのp県及びq県の不動産フランチャイズ権販売にかかる取引

取引③：平成24年11月期のZ社キャンペーンとしてのサービス提供にかかる取引

取引④：不動産フランチャイズ権販売にかかる取引（sエリア内）

取引⑤：不動産フランチャイズ権販売にかかる取引（tエリア内）

（対象金額）　（単位：百万円）

取引No.	訂正を行った連結会計年度	セグメント	売上高	売上原価	利益
取引①	平成29年11月期 第1四半期	不動産総合ソリューション事業	180	168	11
取引②	平成29年11月期 第2四半期	不動産総合ソリューション事業	34	0	34
取引③	平成24年11月期 第2四半期、第3四半期	住生活関連総合アウトソーシング事業	27	0	27
取引④	平成29年11月期 通期	不動産総合ソリューション事業	1	0	1
取引⑤	平成30年11月期 第１四半期	不動産総合ソリューション事業	0.3	0	0.3

2．再発防止に向けた改善措置

当社は、上場会社としてこの度の過年度決算の訂正及びそれに伴う平成30年11月期第２四半期の四半期報告書の遅延に関しまして、株主の皆様に対する重大な責任があることを深く反省するとともに、責任の所在を明確にすべく、現任の業務執行取締役２名は、本株主総会終結の時をもって任期満了にて退任し、再任候補としない旨決定いたしました。また、第三者委員会の調査報告書等において指摘された事項や提言を踏まえて、平成30年11月16日に東京証券取引所に提出いたしました改善報告書に記載のとおり、今後は、本株主総会において選任される予定の取締役による新体制の下、上場会社として、この事態を改めて反省し、今後二度と本件のような不適切会計処理が発生しないよう、全役職員が一丸となり当該改善措置を確実に実行し過去の諸問題を一掃するとともに、株主の皆様をはじめとしたすべてのステークホルダーの皆様からの信頼回復に向けて全力を尽くしてまいる所存です。

以上

証券コード 6064
平成31年２月12日

株 主 各 位

東京都新宿区四谷二丁目12番５号
株 式 会 社 ア ク ト コ ー ル
代表取締役社長 平 井 俊 広

第１５回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
　また、株主総会終了後、同会場において事業説明会を開催いたしますので、ご参加くださいますようご案内申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成31年２月26日（火曜日）午後６時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

１．日　　時　平成31年２月27日（水曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）
２．場　　所　東京都千代田区隼町１番１号
ホテルグランドアーク半蔵門　４階　富士 西の間
（昨年の「東の間」から変更となっております。）

３．目 的 事 項
報 告 事 項
１．第15期（平成29年12月１日から平成30年11月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第15期（平成29年12月１日から平成30年11月30日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件
第４号議案　会計監査人選任の件

以 上

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.actcall.jp）に掲載しております。
① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
したがいまして、本招集ご通知提供書面は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人が株主総会に出席される場合、定款第16条の規定に基づき、代理人は議決権を有する他の株主様１名とさせていただきます。また、その際は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.actcall.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年12月１日から
平成30年11月30日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及び成果に先立ちまして、平成30年８月15日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社グループにおいて会計処理に訂正を要する取引が判明し、既に提出済の過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出するとともに、過年度の決算短信（訂正版）等を開示いたしました。本件に関しまして、株主の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

当社グループは本件を真摯に受け止め、今後、二度とこのような事態を起こさぬよう、全社一丸となって再発防止に向けた施策を講じ、株主の皆様をはじめ、すべてのステークホルダーの皆様の信頼回復に向けて鋭意努力してまいりますので、何卒、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、目標としている２％のインフレ率には依然として到達していないものの、景気拡大局面が戦後最長をうかがう状況にあります。輸出の増加やインバウンド消費の拡大などを背景に企業の業績は好調に推移しております。

一方、世界各国で自国優先主義の流れが広がる中、米中貿易摩擦の影響が次第に表面化し始めております。また、国内では今秋に予定されている消費増税後の影響も懸念されております。

当社グループの主力事業の市場である不動産業界は、マンション価格の高止まりが続いているほか、都心のオフィス空室率がバブル期並みの低水準となるなど、好調な市況が続いております。一方、米国での利上げに続き、欧州では量的緩和が終了したこともあり、日銀の出口戦略が注目されております。

このような状況のもと、当社グループは、ストック事業においては引き続き不動産業界への積極的な営業活動を行い、以前より取り組んできた課題に対して一定の成果を上げることができました。

一方で、当社グループは、平成30年８月15日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出および過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」のとおり、当社グループにおいて会計処理に訂正を要する取引が判明し、既に提出済の過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出するとともに、過年度の決算短信(訂正版)等を開示いたしました。また、当該過年度訂正を受け、平成30年11月16日付「東京証券取引所への「改善報告書」の提出に関するお知らせ」のとおり、多角経営方針の見直しを行い、近年の新規事業及び不採算事業においては事業の整理を進めるとともに、改善報告書に記載の再発防止策の推進を行ってまいりました。

当該再発防止策を進めた結果、当社代表取締役平井俊広による当社グループに対する支配影響力が低下し、また、株式会社平井物産と当社との間に有効な支配従属関係が存在しなくなり株式会社平井物産を連結範囲から除外することとなったため、未実現利益として計上した負債を売上高等へ実現処理を行いました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高5,997,120千円（前期比46.5％増）、営業利益447,887千円（同36.7％増）、経常利益312,568千円（同15.1％増）、親会社株主に帰属する当期純損失102,653千円（前期は2,888千円の当期純利益）となりました。

各セグメントの状況は、次のとおりであります。

(住生活関連総合アウトソーシング事業)

住生活関連総合アウトソーシング事業においては、緊急駆けつけ等会員制サービス、コールセンターサービス、その他住生活に関わるサービスの開発、提供を行っております。

緊急駆けつけ等会員制サービス、コールセンターサービスにおいては、新規獲得が順調に推移し、当連結会計年度末時点の累計有効会員数は、前期から堅調に推移し480千人となりました。しかしながら、天候不順や地震等の影響もあり原価が増加いたしました。

以上の結果、住生活関連総合アウトソーシング事業における売上高は2,730,410千円（前期比17.1％増）、営業利益は142,266千円（同10.3％減）となりました。

(不動産総合ソリューション事業)

不動産総合ソリューション事業においては、不動産オーナー、不動産利用者など不動産に関わる方々へあらゆるサービスを総合的に提供しております。サービスオフィスやコワーキングスペースの運営、不動産開発プロジェクトへの参画やそれに関わるサブリースやＰＭ業務等を行っております。

当連結会計年度においては、多角経営方針の見直しに伴う事業の整理により、販売用不動産を全物件売却するとともに、不動産開発事業及び不動産フランチャイズ事業より撤退いたしました。

以上の結果、不動産総合ソリューション事業の売上高は2,187,041千円（前期比158.6%増）、営業利益は163,706千円（同8.7%減）となりました。

（決済ソリューション事業）

決済ソリューション事業は、主に不動産賃貸管理会社、不動産オーナー向けに、家賃の概算払いと出納業務を組み合わせた家賃収納代行サービス等を提供しております。

当連結会計年度においては、引き続き既存取引先への営業強化により、既存サービスの取扱件数が堅調に推移いたしました。

以上の結果、決済ソリューション事業の売上高は907,570千円（前期比25.2%増）、営業利益は284,137千円（同46.5%増）となりました。

（その他事業）

その他事業においては、飲食事業、音楽事業、ＡＩ事業等を行っております。

当連結会計年度においては、多角経営方針の見直しに伴う事業の整理により、株式会社ＣＯＵＲＴＥＳＹ及び株式会社ジーエルシーの全株式を譲渡し、飲食事業及びＡＩ事業より撤退いたしました。また、株式会社ソナーユーは当社と吸収合併いたしました。

以上の結果、その他事業の売上高は、売上高172,098千円（前期比9.9%減）、営業損失は103,153千円（前期は138,971千円の営業損失）となりました。

事業区分の売上高は以下のとおりです。

事業区分	第14期（平成29年11月期）（前連結会計年度）		第15期（平成30年11月期）（当連結会計年度）		前連結会計年度比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
住生活関連総合アウトソーシング事業	2,331,856	57.0	2,730,410	45.5	398,553	17.1
不動産総合ソリューション事業	845,843	20.7	2,187,041	36.5	1,341,197	158.6
決済ソリューション事業	724,702	17.7	907,570	15.1	182,867	25.2
その他事業	190,933	4.6	172,098	2.9	△18,835	△9.9
合計	4,093,337	100.0	5,997,120	100.0	1,903,783	46.5

（注）前連結会計年度の数値は訂正後の数値であります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の総投資額は89,265千円となりました。

③　資金調達の状況

当社グループにおける当連結会計年度の借入金は、443,528千円減少し、当連結会計年度末の借入残高は、1,998,244千円(短期借入金499,274千円、長期借入金1,498,970千円)となりました。

また、以下のとおり、当社は、社債の発行により100,000千円の資金調達を行いました。

発行銘柄	発行日	発行総額	償還期日
第3回無担保社債	平成30年７月11日	100,000千円	2023年６月27日

④　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成30年11月27日付で、株式会社ソナーユー(子会社) を吸収合併いたしました。

⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

平成30年６月14日付で、設立により株式会社ロクヨンの株式40％を取得し、平成30年11月30日付で、所有していた同社の全株式を日本駐車場開発株式会社に譲渡いたしました。

平成30年11月１日付で、株式会社ＣＯＵＲＴＥＳＹの全株式を株式会社ＰＡＴＩＮＡに譲渡いたしました。

平成30年11月５日付で、株式会社Ｄｒｅｓｓの全株式をアサダ株式会社に譲渡いたしました。

平成30年11月30日付で、株式会社ジーエルシーの全株式を金子裕輔氏に譲渡いたしました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 12 期 (平成27年11月期)	第 13 期 (平成28年11月期)	第 14 期 (平成29年11月期)	第 15 期 (当連結会計年度) (平成30年11月期)
売上高(百万円)	3,583	4,061	4,093	5,997
経常利益(百万円)	569	240	271	312
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）(百万円)	212	143	2	△102
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）(円)	28.11	18.80	0.38	△13.36
総資産(百万円)	6,365	4,769	6,078	5,770
純資産(百万円)	712	819	785	665
１株当たり純資産額 (円)	92.95	105.37	100.88	86.31

(注) 1．当社は、平成28年６月１日を効力発生日として普通株式１株につき３株の割合をもって、また平成28年12月１日を効力発生日として普通株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「１株当たり当期純利益又は当期純損失」及び「１株当たり純資産額」は、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った数値を記載しております。

2．第12期から第14期の各数値については、訂正後の数値を記載しております。訂正前の数値は以下のとおりであります。

【訂正前】

区　　分	第 12 期 (平成27年11月期)	第 13 期 (平成28年11月期)	第 14 期 (平成29年11月期)
売上高(百万円)	3,583	4,061	4,308
経常利益(百万円)	569	240	312
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	212	143	125
１株当たり当期純利益 (円)	28.11	18.80	16.34
総資産(百万円)	6,365	4,769	6,153
純資産(百万円)	740	847	935
１株当たり純資産額 (円)	96.60	108.97	120.44

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 12 期 (平成27年11月期)	第 13 期 (平成28年11月期)	第 14 期 (平成29年11月期)	第 15 期 (当事業年度) (平成30年11月期)
売上高(百万円)	1,916	3,101	3,333	4,669
経常利益(百万円)	102	284	376	224
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	27	386	△86	△421
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	3.61	50.47	△11.23	△54.87
総資産(百万円)	2,685	3,801	4,713	3,797
純資産(百万円)	606	969	853	382
1株当たり純資産額(円)	78.91	124.85	109.73	49.50

(注) 1．当社は、平成28年6月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合をもって、また平成28年12月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。これにより、「1株当たり当期純利益又は当期純損失」及び「1株当たり純資産額」は、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った数値を記載しております。

2．第12期から第14期の各数値については、訂正後の数値を記載しております。訂正前の数値は以下のとおりであります。

【訂正前】

区　　分	第 12 期 (平成27年11月期)	第 13 期 (平成28年11月期)	第 14 期 (平成29年11月期)
売上高(百万円)	1,916	3,101	3,333
経常利益(百万円)	102	284	376
当期純利益(百万円)	27	386	153
1株当たり当期純利益(円)	3.61	50.64	20.01
総資産(百万円)	2,685	3,801	4,953
純資産(百万円)	606	969	1,093
1株当たり純資産額(円)	78.91	124.85	140.97

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社イ ン サ イ ト	100百万円	100.0%	家賃等決済代行サービスの提供 (決済ソリューション事業)

(注) 1．「主要な事業内容」欄の（）には、セグメントの名称を記載しております。
2．当社の連結子会社は上記の重要な子会社１社であり、持分法適用関連会社は１社であります。
3．株式会社ｋｉｄｄｉｎｇは平成30年９月28日付をもって解散及び清算を決議し、清算手続き中であるため、連結子会社から除外しております。
4．平成30年11月１日付で、当社は株式会社ＣＯＵＲＴＥＳＹの全株式を譲渡いたしました。
5．平成30年11月27日を効力発生日として株式会社ソナーユーを吸収合併いたしました。
6．平成30年11月30日付で、当社は株式会社ジーエルシーの全株式を譲渡いたしました。

③ その他

株式会社光通信は当社のその他の関係会社であり、同社は当社の議決権を25.0%所有しております。平成30年11月21日付で、当社は同社との間で、資本業務提携に関する基本合意書を締結し、同日付で同社は当社の普通株式1,920,800株を取得しました。本資本業務提携により、当社は収益力と競争力、また、事業推進力及びガバナンスを強化し、企業価値向上に努めてまいります。

⑷ 対処すべき課題

この度は、過年度決算の訂正に関しまして、株主の皆様をはじめとした多くの関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社グループは、平成30年11月16日付にて公表いたしました「改善報告書」に記載の改善措置を講じるとともに、当社グループの継続的な発展と経営基盤の強化を図るため、また当社グループを取り巻く不動産・住宅業界の変化、お客様のニーズの多様化への対応に向け、以下の項目を課題と認識し、持続的かつ健全な成長を達成するため重点的に取り組んでまいります。

① 実効性のあるコンプライアンス・ガバナンス体制の構築

当社グループは、過年度の不適切な会計処理に係る第三者委員会の調査報告書の内容を踏まえ過年度決算訂正を行ったことを受け、コーポレート・ガバナンス体制の強化、コンプライアンス遵守体制の強化に向け、以下の事項に取り組んでまいります。

・社外取締役の増員

・コンプライアンス委員会の充実・経理財務部門の強化
・関連規程の制定、改訂、運用改善
・部門間及び会計監査人とのコミュニケーション強化
・新規取引発生時のリスク検討プロジェクトの立ち上げ
・全役職員へのコンプライアンス・ディスクロージャー研修の実施

② 多角経営方針の見直し

当社グループは、上場以来、比較的短期間に新規事業を多く展開してまいりました。当該事業展開の速度に、適切な会計処理を遂行できる人材確保が追いついておりませんでした。このような状況に鑑み、近年の新規事業や不採算事業を整理し、経営資源を継続的・安定的に成長を遂げてきた以下の中核事業に集中し、経営基盤の強化を図ってまいります。

1）住生活関連総合アウトソーシング事業

当社グループでは、住生活関連総合アウトソーシング事業における会員制サービスが売上の大部分を占めております。

今後も、引き続きこの主力とする会員制サービスの販売強化を行うとともに、コールセンターサービスの充実を図り、お客様に喜んでいただけるサービスの開発・提供を行っていきたいと考えております。

2）不動産総合ソリューション事業

ボラティリティの高い不動産開発プロジェクト及び不動産フランチャイズ本部業務より撤退し、安定的な収益確保が可能なサービスオフィス運営や収益不動産（住居用不動産）の保有を主たる事業としてまいります。

3）決済ソリューション事業

従前より提供している不動産オーナーや不動産管理会社への家賃等決済代行サービスのみならず、近年の決済手法の多様化も踏まえ、生活に関連するあらゆる決済サービスの開発を進めるとともに、新たな市場に参入してまいります。

③ 人材確保、人材育成による組織の強化

内部管理体制の強化、事業環境の変化及び多様化する顧客ニーズへの対応には「人」の確保、成長が不可欠であると考えております。高い専門性を有する人材、有能な人材であることに加え、企業倫理・モラルへの意識が高い人材の採用に向け積極的な活動を行ってまいります。

また、社員育成・定着率向上を目的に、研修制度の拡充、評価制度の整備をはじめ従業員のモチベーションを維持向上させる仕組みづくりに継続的に取り組み、推進してまいります。

④　内部管理体制の強化

当社グループが持続的に企業価値を向上していくためには、内部管理体制の充実と強化が必要です。グループ社内の各部署の業務手順やシステムの適合性、部署間の連携を再点検し、様々なリスクに対して内部牽制機能が十分に備わった体制を構築します。また、必要に応じて新しいシステムの構築も行ってまいります。

(5) 主要な事業内容（平成30年11月30日現在）

事業区分	事業内容
住生活関連総合アウトソーシング事業	緊急駆けつけ等会員制サービス、コールセンターサービス、その他住生活に関わるサービスの開発、提供
不動産総合ソリューション事業	サービスオフィスの運営、不動産開発プロジェクトへの参画とそれに関わるサブリースやＰＭ業務等不動産に係るサービスの開発や検討、不動産フランチャイズ本部業務
決済ソリューション事業	家賃等決済代行サービスの提供

※　不動産総合ソリューション事業においては、期中に不動産開発事業及び不動産フランチャイズ本部業務より撤退しております。不動産フランチャイズ事業を営む株式会社ｋｉｄｄｉｎｇは、平成30年９月28日付をもって解散及び清算を決議し、清算手続き中であるため、連結子会社から除外しております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成30年11月30日現在）

①　当社

本店	東京都新宿区四谷二丁目12番５号
コールセンター	鹿児島県鹿児島市

②　子会社

株式会社イン サイト	東京都新宿区四谷二丁目12番５号

（注）１．株式会社ｋｉｄｄｉｎｇは平成30年９月28日付をもって解散及び清算を決議し、清算手続き中であるため、連結子会社から除外しております。
２．平成30年11月１日付で、当社は株式会社ＣＯＵＲＴＥＳＹの全株式を譲渡いたしました。
３．平成30年11月27日を効力発生日として株式会社ソナーユーを吸収合併いたしました。
４．平成30年11月30日付で、当社は株式会社ジーエルシーの全株式を譲渡いたしました。

⑺ **使用人の状況**（平成30年11月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
住生活関連総合アウトソーシング事業	129名 (199) 名	10名増 (62名増)
不動産総合ソリューション事業	15 (6)	11名減 (3名減)
決済ソリューション事業	41 (4)	8名増 (3名減)
その他事業	3 (0)	24名減 (12名減)
合計	188 (209)	17名減 (44名増)

(注) 1．使用人数は就業員数（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、アルバイト及び人材会社からの派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2．使用人数が前連結会計年度末と比べて17名減少しておりますが、その主な理由は飲食事業からの撤退によるものです。アルバイト及び人材会社からの派遣社員が前連結会計年度末と比べて44名増加しておりますが、その主な理由はコールセンター人員の増加によるものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
147（205）名	8名増（59名増）	33.3歳	3.58年

(注) 1．使用人数は就業員数（当社からの出向者を除き、当社への出向者を含む。）であり、アルバイト及び人材会社からの派遣社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2．アルバイト及び人材会社からの派遣社員が前事業年度末と比べて59名増加しておりますが、その主な理由はコールセンター人員の増加によるものです。

⑻ **主要な借入先の状況**（平成30年11月30日現在）

借入先	借入額
株式会社武蔵野銀行	399,514千円
株式会社三井住友銀行	329,574
株式会社千葉銀行	298,820
株式会社東日本銀行	246,800
株式会社りそな銀行	219,280

(注) 1．当社子会社 株式会社インサイトは、債権流動化極度額4,000,000千円及び1,500,000千円のコミットメントライン契約を株式会社りそな銀行と締結しております。なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

2．当社グループは運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、取引金融機関と3,800,000千円（上記１．1,500,000千円含む）の当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。
3．上記借入金額のほか、下記社債の当期末残高があります。
・株式会社りそな銀行保証付及び適格機関投資家限定の第２回無担保社債　160,000千円
・株式会社みずほ銀行保証付及び適格機関投資家限定の第３回無担保社債　100,000千円

⑼ その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2．会社の現況
⑴ 株式の状況（平成30年11月30日現在）
① 発行可能株式総数　30,180,000株
② 発行済株式総数　7,683,192株（自己株式1,008株を除く）
③ 株主数　7,031名
④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社光通信	1,920,800株	25.00%
平井俊広	1,184,400	15.42
株式会社エフォート	807,800	10.51
株式会社フルキャストホールディングス	614,600	8.00
株式会社リロケーション・ジャパン	288,800	3.76
株式会社イー・ラーニング研究所	89,700	1.17
ABN AMRO CLEARING BANK N.V., SINGAPORE BRANCH	67,300	0.88
株式会社三興	60,000	0.78
株式会社SBI証券	56,610	0.74
楽天証券株式会社	51,000	0.66

（注）１．持株比率は自己株式1,008株を控除して算出しております。
２．発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する持株比率の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

⑵ 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

(平成30年11月30日現在)

		平成23年10月14日開催の臨時株主総会決議に基づく第３回新株予約権	平成25年９月17日開催の取締役会決議に基づく第４回新株予約権	平成27年５月18日開催の取締役会決議に基づく第５回新株予約権
新株予約権の数		200個	1,250個	960個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 240,000株 (新株予約権１個につき 1,200株) (注) 5.6	普通株式 750,000株 (新株予約権１個につき 600株) (注) 5.6	普通株式 576,000株 (新株予約権１個につき 600株) (注) 5.6
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込みは要しない	新株予約権１個当たり7,500円を払込むこととする	新株予約権１個当たり500円を払込むこととする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 150,000円 (注) 5.6 (１株当たり 125円)	新株予約権１個当たり 136,800円 (注) 5.6 (１株当たり 228円)	新株予約権１個当たり 178,800円 (注) 5.6 (１株当たり 298円)
権利行使期間		平成25年11月１日から平成33年９月30日まで	平成27年３月１日から平成32年９月１日まで	平成28年３月１日から平成34年６月１日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 2.3	(注) 2.4
役員の保有状況	取締役(監査等委員を除く)	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 240,000株 保有者数 １名	新株予約権の数 1,210個 目的となる株式数 726,000株 保有者数 ２名	新株予約権の数 910個 目的となる株式数 546,000株 保有者数 2名
	監査等委員である取締役	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名	新株予約権の数 －個 目的となる株式数 －株 保有者数 －名

(注) １．新株予約権の権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役の地位にあること。ただし、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。

２．新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役等の地位にあること。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合はこの限りでない。

3．当社の平成26年11月期から平成30年11月期までのいずれかの決算期において経常利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益をいう。）が、下記（ⅰ）乃至（ⅲ）に掲げる金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することが可能となる。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

（ⅰ）５億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の20％まで
（ⅱ）７億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の70％まで
（ⅲ）10億円を超過した場合、全ての本新株予約権

4．当社の平成27年11月期から平成32年11月期までのいずれかの決算期において経常利益（当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益をいう。）が、下記（ⅰ）乃至（ⅲ）に掲げる金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することが可能となる。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

（ⅰ）５億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の70％まで
（ⅱ）９億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の80％まで
（ⅲ）12億円を超過した場合、全ての本新株予約権

5．当社は、平成24年２月28日付で普通株式１株につき100株の割合をもって、平成24年５月18日付で普通株式１株につき２株の割合をもって、平成28年６月１日付で普通株式１株につき３株の割合をもって株式分割を行っております。なお、当該株式分割時点において残存する「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は、株式分割の割合に応じて調整を行っております。

6．平成28年12月１日付で行った１株を２株とする株式分割により、残存する「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

7．第４回新株予約権のうち1,000個（600,000株）は、平成30年11月期における業績をもって、行使の条件を満たさず失効する見込です。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

⑶ 会社役員の状況

① 取締役の状況（平成30年11月30日現在）

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	平井俊広	－
取締役	菊井　聡	株式会社インサイト　取締役
取締役	田端知明	－
監査等委員である取締役（常勤）	圓﨑剛史	－
監査等委員である取締役	宮﨑　忠	株式会社にんげんクラブ　監査役 株式会社船井本社　特別顧問
監査等委員である取締役	田部井　修	田部井会計事務所　所長 株式会社アイティーコンサルティング　代表取締役 株式会社大里　監査役 株式会社バリューデザイン　監査役 株式会社ノムラシステムコーポレーション　取締役（監査等委員）

（注）1．当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
平井俊広	代表取締役社長ＣＥＯ （兼）執行役員	代表取締役社長	平成30年９月14日
菊井　聡	専務取締役ＣＦＯ （兼）執行役員	取締役	平成30年９月14日
田端知明	常務取締役ＣＯＯ （兼）執行役員	取締役	平成30年９月14日

2．監査等委員である取締役 宮﨑忠氏及び田部井修氏は、それぞれ社外取締役であります。

3．監査等委員である取締役 圓﨑剛史氏及び田部井修氏は以下のとおり、それぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・圓﨑剛史氏は、アナリストとしての経歴を有しております。

・田部井修氏は、税理士の資格を有しております。

4．情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、圓﨑剛史氏を常勤の監査等委員である取締役として選定しております。

5．当社は監査等委員である取締役 宮﨑忠氏及び田部井修氏を、それぞれ東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6．取締役（不動産事業ユニット管掌、執行役員兼務）岡田崇氏は平成30年６月30日をもって辞任により、取締役 田端知明氏は平成30年11月30日をもって辞任により退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第１項及び当社定款第31条の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は会社法第425条第１項各号に定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

③ 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 (−)	95百万円 (−)
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	3 (2)	10 (4)
合計 （うち社外取締役）	7 (2)	106 (4)

（注）１．上記には、平成30年６月30日をもって退任した取締役１名の在任中の報酬等の額が含まれております。
２．取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
３．取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成28年２月26日開催の第12回定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
４．監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成28年２月26日開催の第12回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。
５．今回の過年度決算訂正を受け、経営責任を明確にするため、取締役自らの申し出を受け平成30年10月より次のとおり報酬の減額を実施しております。
代表取締役社長　50%
取締役（監査等委員を除く）　30%

④ 社外役員に関する事項

１）他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査等委員である取締役 宮﨑忠氏は、株式会社にんげんクラブ 監査役、株式会社船井本社 特別顧問を兼務しておりますが、各兼職先と当社の間に特別の関係はありません。

・監査等委員である取締役 田部井修氏は、田部井会計事務所 所長、株式会社アイティーコンサルティング 代表取締役、株式会社大里 監査役、株式会社バリューデザイン 監査役、株式会社ノムラシステムコーポレーション 取締役（監査等委員）を兼務しておりますが、各兼職先と当社の間に特別の関係はありません。

２）会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

3）当事業年度における主な活動状況

	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
宮　﨑　　忠	当事業年度に開催された取締役会26回、監査等委員会21回全てに出席いたしました。警視庁勤務における経験及び各社での経営等に係る豊富な経験や専門的知識をもって、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においても、適宜必要な発言を行っております。
田部井　　修	当事業年度に開催された取締役会26回、監査等委員会21回全てに出席し、税理士としての見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会においても、適宜必要な発言を行っております。

（注）1．上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が５回ありました。

2．当社は、不適切な会計処理が判明したことを当事業年度中の平成30年８月15日に公表しましたが、在任していた、社外取締役である監査等委員 宮崎忠氏及び田部井修氏は、実行行為に直接関与した事実は認められませんでした。宮崎忠氏及び田部井修氏は、従前より取締役会等において法令遵守の徹底を求め、注意喚起を行っておりましたが、本件事実の判明後は、内部統制の一層の強化を要請し、再発防止のための提言を行うなど、その職責を果たしております。

⑷ 会計監査人の状況

① 名称

なぎさ監査法人（一時会計監査人）

（注）1．当社の会計監査人でありました ひので監査法人は、平成30年８月31日付で当社との監査及び四半期レビュー契約を合意解除いたしました。これにより、同監査法人は、同日をもって当社の会計監査人を退任いたしました。

これに伴い、当社の会計監査人が不在となることを回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するため、平成30年９月28日開催の監査等委員会において なぎさ監査法人を一時会計監査人として選任し、同月29日付で就任いたしました。

2．退任した会計監査人の名称及び所在地

名　称：ひので監査法人

所在地：東京都港区元赤坂１丁目２－17－2805

3．就任した一時会計監査人の名称及び所在地

名　称：なぎさ監査法人

所在地：大阪府大阪市中央区北浜１丁目８番16号

② 報酬等の額

イ．ひので監査法人

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	56,343千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56,343

ロ．なぎさ監査法人（一時会計監査人）

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記イ．及びロ．の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．上記イ．の金額には、当社の過年度決算の訂正に係る監査証明業務に対する報酬44百万円が含まれております。

3．会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項及び第３項に基づく同意を行っています。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員長は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑸ 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）当社及び子会社の取締役が、法令・定款を遵守すること並びに企業理念に則った行動をとるよう、各社の取締役会及び経営会議等を通じて監視し、徹底を図る。

2）コンプライアンス委員会は、当社及び子会社の役職員の法令遵守に対する取り組みの状況を点検し、必要な場合は整備し、また教育を行う等横断的に統括を行う。

3）コンプライアンス委員会の活動概要は、必要に応じて取締役会に報告する。

4）当社と利害関係を有しない非業務執行取締役を選任し、取締役の相互監視・監督機能を強化することにより、適法性を確保する。

5）常勤監査等委員である取締役及び子会社の監査役並びに当社と利害関係を有しない非業務執行取締役による監視を行う。

6）平成30年９月14日付にて取締役会の諮問機関として経営監視委員会を設置し、経営監視委員会は、経営体制の整備、再発防止策の実効性確保、コンプライアンス体制等の確立について、取締役会に対して主体的な指導や勧告等を行う。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。取締役及び監査等委員である取締役は、文書管理規程により、常時、これらの文書を閲覧できるものとする。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1）当社及び子会社の業務執行に伴う様々なリスクを認識し、リスク発生を未然に防止する予防対策の強化とリスク発生時の損失を最小限とするため策定したリスク管理規程に基づき各リスクの所管部署において、規程・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行う。取締役は危機管理について定められたリスク管理規程により管理を行う。

2）当社の内部監査室は、当社及び子会社の各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1）当社及び子会社の各取締役の職務執行については、各社において組織規程により業務分掌、職務権限を定め、これにより責任の明確化並びに効率的な業務の遂行を図る。

2）当社は、定例取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、取締役及び常勤の監査等委員である取締役が出席する経営会議において、業務執行に関する経営課題を審議する。

3）子会社は、定例取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催するよう取締役会規程を定めており、当社の法務部門が開催状況を定期的に確認する。

4）当社及び子会社の取締役会は、経営会議の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

⑤　当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1）当社の内部監査室は、各部署の日常的な活動状況の監査を実施する。

2）当社グループ全体のコンプライアンス体制構築の一環として、当社及び子会社に内部通報制度を設けるとともに、同制度を活用しやすくするために、通報先を社内だけでなく社外にも設け、通報者が通報先を選択できる体制とする。

3）当社のコンプライアンス委員会及び内部監査室は、平素より、当社及び子会社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、必要な場合には取締役に報告、提案を行う。

⑥　当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

上記①～⑤に掲げる事項のほか、次の体制を確保する。

1）「グループ会社管理規程」を整備し、当社子会社のコンプライアンス体制、リスク管理体制を構築・推進するとともに、法務部門はこれを所管する。

2）監査等委員である取締役は、内部監査室及び会計監査人と連携し、当社子会社の業務執行の適正確保の観点から監査を行う。

3）適正なグループ経営を推進するため、当社及び当社子会社における情報の一元化・共有化を図り、報告・指示・要請の伝達等を適時・的確に行う体制を構築する。

⑦　当社の監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査等委員である取締役の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員である取締役は、内部監査担当者に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員である取締役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関する取締役の指揮命令を受けないものとする。

⑧　当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制及び当社の監査等委員である取締役又は子会社の監査役に報告した者が報告したことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

1）当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社の信用を著しく低下させる事項及び会社の業績を著しく悪化させる事項が発生し又は発生する恐れがあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したときは速やかに所属する会社の監査等委員である取締役又は監査役に報告を行うこととし、その徹底を図る。子会社において、監査役がこれらの報告を受けた場合は、直ちに当社の監査等委員である取締役へ報告する。また、当社及び子会社において内部通報制度による通報があった場合、直ちに当社の監査等委員である取締役へ報告される。

2）前項の報告に対し、報告を理由とした不利益な取扱いは行わない。

⑨　監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の処理の方針その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査等委員である取締役からの申請に基づき適切に行う。

2）監査等委員である取締役は、代表取締役社長、会計監査人、内部監査室及び子会社監査役と連携を強め、必要に応じて随時意見交換会を開催する。

⑩　その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1）監査等委員である取締役は、法令等に定められた権限を行使し、会計監査人及び内部監査室等をはじめとする社内組織と連携し、取締役の業務執行の適法性、妥当性、効率性について監査を実行する。

2）監査等委員である取締役は、取締役会へ出席するほか、必要に応じて重要な社内会議に出席する。

3）監査等委員である取締役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

4）監査等委員である取締役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

⑪　反社会的勢力を排除するための体制

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、拒絶することを基本方針とし、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であると判明した場合には取引を解消する。なお、当社取締役及び使用人で、取引を開始しようとする者は、「反社会的勢力対策規程」に従い、取引相手の反社会性を検証し、問題がないことを確認した上で、当該取引を開始する。

管理部門を反社会的勢力対応部署と位置付け、情報の一元管理、蓄積を行う。また、取締役及び使用人が基本方針を遵守するような教育体制を構築するとともに、反社会的勢力による被害を防止するための対応方法等を整備し周知を図る。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察、顧問法律事務所、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関と連携し、有事の際の協力体制を構築する。

⑹　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、内部統制システムの体制整備に関する基本方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。主な運用状況は以下のとおりです。

①　内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備状況及び運用状況は、内部監査室がモニタリングし、改善を図っております。

② コンプライアンス

当社及び子会社では、コンプライアンス委員会を四半期に一度開催し、企業活動において法令遵守体制の整備、維持に努めております。また、当社及び子会社の全役職者に対し、当社の法務部門にて定期的にコンプライアンス研修を実施しております。コンプライアンス違反の早期発見及び未然防止を目的として「アクトコールグループ・ホットラインマニュアル」を策定し、当社経営企画部門、法務部門及び第三者機関を窓口とした内部通報制度「コンプライアンス・カウンター」を設置しております。また、当社ホームページのお問い合わせ画面を通じ、外部からコンプライアンス違反の情報を受け付ける体制を整備しております。

③ 取締役の職務執行

当社及び子会社は、「取締役会規程」に基づき、月１回以上の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。

④ 監査等委員である取締役

監査等委員である取締役は、取締役会へ出席するとともに、常勤監査等委員による経営会議及びその他の重要会議への出席を通じて、内部監査室及び内部統制プロジェクトメンバーの担当する内部統制の整備状況及び運用状況を確認しております。また、当社の常勤監査等委員である取締役は会計監査人、内部監査室と四半期に一度、相互に情報交換を実施することで、当社及び子会社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用の助言を行っております。

⑤ 内部監査

内部監査室は、年間の内部監査計画に基づき、当社全部門及び子会社の内部監査を実施しております。また、内部監査室による当社全部門及び子会社への内部監査の際、常勤監査等委員である取締役がオブザーバーとして出席しております。

⑥ 反社会的勢力との関係断絶

当社及び子会社では、反社会的勢力との取引防止のため、新規取引先の事前確認及び既存取引先の継続的確認を適宜実施しております。

⑺ 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、将来にわたる株主価値増大のために内部留保を充実させ、事業の積極展開・体質強化を図るとともに、株主への安定した配当を維持することを利益配分の基本方針としております。

連結貸借対照表

(平成30年11月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**4,069,205**	**流動負債**	**3,819,333**
現金及び預金	1,795,548	買掛金	124,616
売掛金	510,251	短期借入金	499,274
商品	268	1年内償還予定の社債	75,000
原材料及び貯蔵品	1,240	1年内返済予定の長期借入金	447,081
繰延税金資産	317,071	リース債務	3,960
立替金	880,846	未払法人税等	27,432
未収入金	386,762	賞与引当金	47,499
その他	179,521	預り金	1,534,563
貸倒引当金	△2,305	前受収益	620,206
固定資産	**1,691,719**	その他	439,699
有形固定資産	**982,806**	**固定負債**	**1,285,616**
建物及び構築物	353,243	社債	185,000
機械装置及び運搬具	55,968	長期借入金	1,051,889
土地	573,593	リース債務	12,725
無形固定資産	**352,838**	その他	36,002
のれん	147,732	**負債合計**	**5,104,949**
ソフトウエア	203,927	**(純資産の部)**	
その他	1,178	**株主資本**	**652,715**
投資その他の資産	**356,074**	**資本金**	**292,915**
投資有価証券	22,837	**資本剰余金**	**223,746**
関係会社株式	47,391	**利益剰余金**	**136,391**
長期貸付金	61,471	**自己株式**	**△337**
繰延税金資産	53,112	**その他の包括利益累計額**	**10,418**
その他	196,262	その他有価証券評価差額金	10,418
貸倒引当金	△25,000	**新株予約権**	**2,355**
繰延資産	**9,514**	**純資産合計**	**665,488**
社債発行費	9,514		
資産合計	**5,770,438**	**負債・純資産合計**	**5,770,438**

連結損益計算書

（平成29年12月１日から
平成30年11月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**5,997,120**
売上原価		**3,802,071**
売上総利益		**2,195,048**
販売費及び一般管理費		**1,747,161**
営業利益		**447,887**
営業外収益		
受取利息	1,683	
受取配当金	532	
持分法投資利益	3,369	
助成金収入	6,488	
違約金収入	6,358	
その他	6,155	24,586
営業外費用		
支払利息	44,317	
支払手数料	78,794	
貸倒引当金繰入額	25,000	
その他	11,793	159,905
経常利益		**312,568**
特別利益		
固定資産売却益	3,671	
投資有価証券売却益	1,008	
新株引受権戻入益	8,041	12,721
特別損失		
固定資産除却損	1,042	
投資有価証券評価損	4,825	
減損損失	151,136	
過年度決算訂正関連費用	85,353	
事業整理損	271,606	513,964
税金等調整前当期純損失		**△188,673**
法人税、住民税及び事業税	29,746	
法人税等調整額	△115,766	△86,019
当期純損失		**△102,653**
親会社株主に帰属する当期純損失		**△102,653**

貸借対照表

(平成30年11月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,946,616**	**流動負債**	**2,129,466**
現金及び預金	788,385	買掛金	124,872
売掛金	455,394	短期借入金	399,274
商品	268	1年内償還予定の社債	75,000
貯蔵品	1,053	1年内返済予定の長期借入金	447,081
前払費用	82,977	リース債務	3,960
繰延税金資産	276,736	未払金	72,658
未収入金	310,480	未払費用	109,596
その他	33,626	未払消費税等	51,807
貸倒引当金	△2,305	前受金	147,753
固定資産	**1,841,599**	預り金	44,782
有形固定資産	**975,394**	前受収益	620,206
建物	351,603	賞与引当金	31,312
車両運搬具	67	その他	1,159
工具、器具及び備品	50,130	**固定負債**	**1,285,616**
土地	573,593	社債	185,000
無形固定資産	**168,228**	長期借入金	1,051,889
ソフトウエア	160,426	リース債務	12,725
のれん	6,622	その他	36,002
その他	1,178	**負債合計**	**3,415,082**
投資その他の資産	**697,977**	**(純資産の部)**	
投資有価証券	22,837	**株主資本**	**369,875**
関係会社株式	394,000	**資本金**	**292,915**
出資金	620	**資本剰余金**	**231,246**
長期貸付金	61,471	資本準備金	214,315
長期前払費用	4,424	その他資本剰余金	16,931
繰延税金資産	53,112	**利益剰余金**	**△153,949**
その他	186,511	その他利益剰余金	△153,949
貸倒引当金	△25,000	繰越利益剰余金	△153,949
繰延資産	**9,514**	**自己株式**	**△337**
社債発行費	9,514	**評価・換算差額等**	**10,418**
		その他有価証券評価差額金	10,418
		新株予約権	**2,355**
		純資産合計	**382,648**
資産合計	**3,797,730**	**負債・純資産合計**	**3,797,730**

損 益 計 算 書

（平成29年12月１日から
平成30年11月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**4,669,537**
売上原価		**3,363,546**
売上総利益		**1,305,990**
販売費及び一般管理費		**1,014,921**
営業利益		**291,069**
営業外収益		
受取利息	7,281	
受取配当金	532	
助成金収入	2,188	
業務受託料	2,357	
違約金収入	6,358	
その他	3,008	21,726
営業外費用		
支払利息	27,923	
社債利息	2,396	
社債発行費償却	1,223	
支払手数料	31,358	
貸倒引当金繰入額	25,000	
その他	692	88,594
経常利益		**224,201**
特別利益		
固定資産売却益	1,511	
投資有価証券売却益	1,008	
貸倒引当金戻入益	222,208	
新株予約権戻入益	8,041	232,770
特別損失		
固定資産除却損	1,042	
投資有価証券評価損	4,825	
減損損失	42,521	
過年度決算訂正関連費用	85,353	
事業整理損	850,388	984,130
税引前当期純損失		**△527,159**
法人税、住民税及び事業税	1,587	
法人税等調整額	△107,143	△105,556
当期純損失		**△421,603**

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成31年１月31日

株式会社アクトコール
　取締役会　御中

なぎさ監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　山　根　武　夫　㊞

代表社員
業務執行社員　公認会計士　西　井　博　生　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社アクトコールの平成29年12月1日から平成30年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクトコール及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

連結注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において、誤謬の訂正を行い、期首の純資産残高を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成29年11月30日をもって終了した前連結会計年度の連結計算書類は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結計算書類に対して平成30年２月２日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成31年１月31日

株式会社アクトコール
　取締役会　御中

なぎさ監査法人

代表社員
業務執行社員　公認会計士　山　根　武　夫　㊞

代表社員
業務執行社員　公認会計士　西　井　博　生　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アクトコールの平成29年12月1日から平成30年11月30日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

個別注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度において、誤謬の訂正を行い、期首の純資産残高を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成29年11月30日をもって終了した前事業年度の計算書類及びその附属明細書は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該計算書類及びその附属明細書に対して平成30年２月２日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成29年12月１日から平成30年11月30日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

(1)　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

(2)　会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

(3)　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行については、事業報告に記載のとおり、一部取締役が関与した会計処理に訂正を要する取引が判明し、過年度決算を訂正いたしました。そのため、監査等委員会では社外取締役の指揮下で経営監視委員会の委員を選任したほか、平成30年11月16日付で東京証券取引所へ提出した「改善報告書」の実施状況を監査しております。また、経営監視委員会が平成31年２月27日開催予定の株主総会終結の時をもって活動を終了することから、今後は監査等委員会が再発防止策の進捗状況を確認してまいります。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。なお、事業報告に記載のとおり、会計処理に訂正を要する取引が判明し、過年度決算の訂正に至ったという、内部統制上の問題が認められましたが、監査等委員会では再発防止策が全社的に実施され、内部統制上の問題が改善されていることを確認しており、今後も再発防止策の進捗状況を確認してまいります。そのため、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び会計監査人であるなぎさ監査法人から受けております。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人なぎさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人なぎさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年２月５日

株式会社アクトコール　監査等委員会

常勤監査等委員　圓　﨑　剛　史　㊞

監　査　等　委　員　宮　﨑　　忠　㊞

監　査　等　委　員　田部井　　修　㊞

(注) 監査等委員宮﨑忠及び田部井修は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

監査体制の強化のため、現行定款第18条（員数）第２項の監査等委員である取締役の員数の上限を３名以内から４名以内に変更するものであります。

経営体制の強化のため、現行定款第21条（代表取締役および役付取締役）第２項の役付取締役に取締役副社長を追加するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（員数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、６名以内とする。 ２　当会社の監査等委員である取締役は、<u>３名</u>以内とする。	（員数） 第18条　（現行どおり） ２　当会社の監査等委員である取締役は、<u>４名</u>以内とする。
（代表取締役および役付取締役） 第21条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 ２　取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長１名を選定し、必要に応じて専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。	（代表取締役および役付取締役） 第21条　（現行どおり） ２　取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長１名を選定し、必要に応じて<u>取締役副社長、</u>専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（２名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役３名を増員することとし、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役の選任についての監査等委員会の意見の概要は以下のとおりであります。

当委員会は、取締役会の監督と執行のあり方や、今後の方向性、取締役候補者の業務執行状況及びその報酬額等について代表取締役と意見交換を行ったうえで、取締役の選任について検討いたしました。その結果、取締役会の構成、各候補者の専門知識、経験や業績等を踏まえ、本議案で提案されている者を候補者とすることに異論はないとの結論に至りました。

取締役候補者（全員新任の候補者であります）は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	福地　泰（ふくち　たい） (昭和54年12月12日)	平成14年４月　㈱リロケーション・ジャパン　入社 平成17年９月　㈱アセットデザイン　入社 平成18年２月　㈱インサイト　入社 平成27年２月　同社　取締役 平成28年３月　同社　代表取締役社長（現任） 平成30年３月　当社　執行役員 平成30年12月　当社　執行役員社長代理ＣＥＯ（現任）	0株
2	柘植純史（つげ　じゅんじ） (昭和50年12月４日)	平成11年４月　㈱光通信　入社 平成21年６月　㈱メンバーズモバイル　代表取締役 平成21年６月　ユニバーサルソリューションシステムズ㈱（現：INEST㈱）　監査役 平成27年６月　㈱ベストクリエイト　代表取締役社長（現任） 平成27年６月　㈱光通信　コンテンツ事業本部執行役員（現任） 平成31年２月　㈱アクトクロス　代表取締役社長（現任）	0株
3	和田英明（わだ　ひであき） (昭和48年12月13日)	平成９年４月　㈱光通信　入社 平成16年６月　同社　取締役 平成17年９月　同社　ネットワーク事業本部長 平成19年４月　同社　常務取締役 平成21年６月　同社　常務執行役員　情報通信事業本部長 平成24年４月　㈱ハローコミュニケーションズ　代表取締役 平成24年６月　㈱光通信　常務取締役 平成25年４月　テレコムサービス㈱　代表取締役 平成27年６月　㈱ウォーターダイレクト（現：㈱プレミアムウォーターホールディングス）　取締役（現任） 平成29年６月　㈱光通信　取締役副社長（現任）	0株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	大和田 征矢 （おおわだ せいや） （昭和49年1月13日）	平成８年４月　㈱光通信　入社 平成20年４月　同社　TMC事業本部長 平成20年６月　同社　取締役 平成21年７月　同社　上席執行役員（現：執行役員） 平成23年４月　同社　商品企画事業部長（現：コンテンツ事業本部長）（現任） 平成30年６月　同社　取締役（現任）	0株
5	太田 源太郎 （おおた げんたろう） （昭和51年９月２日）	平成11年12月　㈱光通信　入社 平成20年６月　同社　NW事業本部執行役員 平成23年６月　㈱ネットワークコンサルティング　代表取締役 平成26年４月　㈱光通信　コンシューマー事業本部上席執行役員 平成28年６月　㈱ジェイ・コミュニケーション　代表取締役 平成29年４月　㈱光通信　営業統括本部執行役員（現任） 平成30年４月　同社　営業統括本部移動体通信事業部長（現任）	0株

（注）１．候補者全員と当社との間には特別の利害関係はありません。柘植純史氏、和田英明氏、大和田征矢氏、及び太田源太郎氏の４名は㈱光通信に所属しており、同社は当社の主要株主であり、当社は同社の持分法適用関連会社であり、当社と同社のグループ会社との間で緊急駆けつけサービス提供等の取引があります。

２．和田英明氏、大和田征矢氏、及び太田源太郎氏は、社外取締役候補者であります。

３．和田英明氏は、豊富な経営者経験及び幅広い見識等を有しており、当社の経営・コーポレートガバナンスについて適切に監視・監督し、有効な助言・指摘を行うことができると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

４．大和田征矢氏は、豊富なキャリアと専門的知識を有しており、当社の経営・コーポレートガバナンスについて適切に監視・監督し、有効な助言・指摘を行うことができると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

５．太田源太郎氏は、豊富な経営者経験及び幅広い見識等を有しており、当社の経営・コーポレートガバナンスについて適切に監視・監督し、有効な助言・指摘を行うことができると判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

６．当社は和田英明氏、大和田征矢氏及び太田源太郎氏それぞれとの間で、会社法第427条第１項及び当社定款第31条の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は同法第425条第１項に定める額のいずれか高い額としております。

第３号議案　監査等委員である取締役２名選任の件

監査等委員である取締役 圓﨑剛史氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役を１名増員することといたしたく、第１号議案の「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、監査等委員である取締役２名の選任をお願いするものであります。

なお、監査等委員である取締役候補者 鴇田英之氏は、監査等委員である取締役 圓﨑剛史氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款第20条第３項の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者（全員新任の候補者であります）は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	鴇田 英之（ときた ひでゆき） （昭和47年９月22日）	平成10年12月　太田昭和監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）入所 平成30年２月　㈱鴇田ビジネスパートナーズ設立　代表取締役（現任） 平成30年３月　鴇田公認会計士事務所設立　所長（現任） 平成30年４月　ナスクインターナショナル㈱　取締役（現任） 平成30年４月　㈱スタイラジー　監査役（現任）	0株
2	柴田 亮（しばた りょう） （昭和63年４月26日）	平成26年４月　㈱光通信　入社 平成29年３月　㈱Link Mobile　監査役 平成30年７月　㈱光通信　財務本部財務企画部次長（現任）	0株

（注）１．鴇田英之氏は鴇田公認会計士事務所の所長であり、当社は同所との間で業務委託契約を締結しております。柴田亮氏と当社との間には特別の利害関係はありません。同氏は、㈱光通信に所属しており、同社は当社の主要株主であり、当社は同社の持分法適用関連会社であり、当社と同社のグループ会社との間で緊急駆けつけサービス提供等の取引があります。

２．鴇田英之氏及び柴田亮氏は、社外取締役候補者であります。

３．鴇田英之氏は、公認会計士としての高度な専門的な知識と経営者としての経験に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な助言・指摘を行うことができると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

４．柴田亮氏は、企業における財務部門に関する豊富な経験・識見を有し、事業会社における監査役の経験を基に、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性の見地から適切な助言・指摘を行うことができると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

5．当社は鴇田英之氏及び柴田亮氏それぞれとの間で、会社法第427条第１項及び当社定款第31条の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、10万円又は同法第425条第１項に定める額のいずれか高い額としております。

6．鴇田英之氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。なお、当社は同氏が所長を務める鴇田公認会計士事務所と業務委託契約を締結しておりますが、同契約は過年度決算訂正にかかる内部統制の整備等が主たる目的であります。業務委託料の合計は1,000万円未満であり、監査等委員である取締役就任の前日をもって当該業務委託契約を解除する予定でありますので、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

第４号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありました ひので監査法人は、平成30年８月31日付で当社との監査契約を合意解除いたしました。これにより同監査法人は、同日をもって当社の会計監査人を退任いたしました。

これに伴い、当社の会計監査人が不在となることを回避し、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するため、平成30年９月28日開催の監査等委員会において なぎさ監査法人を一時会計監査人に選任し、同月29日付で就任しております。

つきましては、監査等委員会の決定に基づき、一時会計監査人であります なぎさ監査法人を、改めて会計監査人に選任することをお願いするものであります。

なお、監査等委員会が なぎさ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社が監査法人に求める専門性、独立性、職務遂行能力を備え、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を有していると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名　　称	なぎさ監査法人
事務所所在地	大阪府大阪市中央区北浜１丁目８番16号
設　立　日	平成16年９月１日
概　　要	構成人員（平成31年１月１日現在） 代表社員・社員　　４名 公認会計士（非常勤含む）　７名 その他　　６名 合計　　17名

以上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区隼町１番１号
ホテルグランドアーク半蔵門４階　富士 西の間
電話　（０３）-３２８８-１６２８



交通：東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」１番出口より徒歩２分
東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」６番出口より徒歩３分
東京メトロ有楽町線「麹 町 駅」１番出口より徒歩７分

○駐車場のご用意はしておりませんのでご了承くださいますよう
お願い申し上げます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。